

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

平成23年4月1日
遠軽信用金庫

遠軽信用金庫は、少子化対策として各種施策の目標達成に向け、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

2. 計画内容

(1) 雇用環境の整備に関する事項

① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- ・ 育児休業期間中の代替要員を確保する。
- ・ 育児休業後における原職又は原職相当職へ復帰できる体制を確立する。

② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ・ ノー残業デーを導入し、所定外労働の削減のための措置を講じる。

(2) 雇用環境の整備以外の次世代育成支援対策に関する事項

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

以上